

令和8年度京極町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金について

【補助交付申請から免許等取得までの期間について】

当該補助金は、補助金交付申請から実績報告（免許等の取得完了）までを令和9年3月31日（水）までに行う必要があります。

【補助制度の目的と補助対象者について】

地域住民の安全な道路環境の維持を目的として、補助対象者（①または②のいずれかに該当する者）へ除排雪機械の運転に必要な資格の取得に係る費用を補助することにより除排雪機械の運転手となる人材の確保と後継者育成を支援します。

- ① 京極町会計年度任用職員として京極町内の除排雪業務への従事を希望する京極町民
- ② 町内に本社を有する建設業許可を受けた建設業者等（国道、道道、町道及び公共施設等の除排雪業務受託者又は直近5年間に受託実績がある者）

※ 直接、資格取得希望者へ補助金を支払うものではありません。

【除排雪機械運転免許等取得希望者の要件について】

除排雪機械運転免許等取得希望者は、次の条件を全て満たす者としてします。

- ・ 普通自動車免許を所持している60歳未満の者
- ・ 除排雪機械運転免許の資格を取得した日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過する日まで京極町又は補助対象者の除排雪業務に従事することを確約する者

※ 上記の①個人申請の場合は京極町民であることが要件となります。②建設業者に在籍されている方に係る事業主申請の場合は、町外に住所を有する方も対象となります。

【補助対象経費（費用）について】

免許等の取得に要する教習又は講習受講に着手する前に計画・補助交付申請に係る書類を京極町役場建設課に提出し、その承認を得なければ補助対象になりませんのでご注意ください。また、申請年度未までに除排雪機械の運転が可能になった方の取得費用を補助対象経費としますので、教習所等の混雑状況、免許等の取得に要する期間を勘案して申請してください。

次の教習料及び講習料を補助対象経費とし、2分の1以内の額（1,000円未満の端数を切捨した額）を補助します。ただし、他の制度による補助金の交付を受けている場合は当該補助対象経費から控除します。資格取得希望者1名につき30万円を上限とします。

- ・ 大型自動車免許の教習料
- ・ 大型特殊自動車免許の教習料
- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用機械）運転技能講習の講習料

※ 教習所等の冬期加算金、交通費、宿泊費、食事代などは補助対象としません。

【補助金の返還について】

当該補助により免許等を取得した者が、次に該当した場合は補助金全額の返還を求めます。

- ・ 資格取得後3年以内に免許取消し処分を受けたとき
- ・ 資格を取得した日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過する日までに京極町又は補助対象者の除排雪業務に従事しなくなったとき

（裏面に続く）

【交付申請から補助事業完了までの流れ】

補助対象者（個人・事業主）

- ・ 事業計画書・交付申請書を役場建設課へ提出する。



京極町（建設課）

- ・ 計画・交付申請の内容を審査し、補助の可否を決定する。
- ・ 事業承認等決定通知書等を補助対象者へ送付する。



補助対象者（個人・事業主）

- ・ 除排雪機械運転免許等取得希望者は教習所等で受講し免許等を取得する。
- ・ 免許等取得後、実績報告書を役場建設課へ提出する。



京極町（建設課）

- ・ 実績報告の内容を審査し、補助金額を決定する。
- ・ 補助対象者の指定口座へ補助金を入金する。



補助対象者（個人・事業主）

- ・ 補助金受理した翌年度から3年間、資格取得者在籍状況等報告書を役場建設課へ提出する。（各年度末時点での状況を4月20日までに行うこと。）
- ・ 補助金の返還に該当した場合、京極町が指定する日までに返還金を納入する。

令和8年度京極町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金 に関する提出書類について

【計画書・交付申請について】…京極町へ着手前の提出及び承認が必要

○京極町除排雪機械運転免許取得支援事業計画書（様式第1号）

<個人申請に係る添付書類>

- ・除排雪機械運転免許等取得希望者及び世帯全員が京極町の税金及び各使用料（公営住宅使用料等・水道料金・下水道使用料）を滞納していないことを確認する調査同意書
- ・除排雪機械運転免許等取得希望者の住民票（世帯全員のもの）
- ・除排雪機械運転免許等取得希望者の健康保険証の写し
- ・除排雪機械運転免許等取得希望者の普通自動車免許証の写し
- ・誓約書

<事業主申請に係る添付書類>

※上記の個人申請の添付書類に次の書類を追加してください。

- ・補助対象者（代表者を含む）が京極町の税金及び各使用料（公営住宅使用料等・水道料金・下水道使用料）を滞納していないことを確認する調査同意書
- ・除排雪機械運転免許等取得希望者を雇用している又は雇用予定であることを証明する書類
- ・建設業許可書の写し
- ・除排雪業務を受託したことを証明する書類（写し可）

○補助金等交付申請書（別記様式第1号）

<添付書類>

- ・経費の配分調書（別記様式第2号）
- ・事業予算書（別記様式第3号）

※ 申請内容に変更が生じた場合は、
別途変更申請手続きが必要となります。

【実績報告】…提出後に指定口座へ入金手続きを開始

○補助事業等実績報告書（別記様式第7号）

<添付書類>

- ・事業精算書（別記様式第3号）
- ・補助事業実績内訳書（様式第3号）
- ・免許等を取得したことを確認できる書類（免許証の写し）
- ・補助対象経費を支払いしたことが確認できる書類（領収証等の写し）
- ・補助金の振込先を確認できる書類（通帳の写し）

（裏面につづく）

【実績報告後の在籍状況等報告】…免許等取得後、3年間の提出が必要

○京極町除排雪機械運転免許取得支援事業資格取得者在籍状況等報告書（様式第4号）

※補助金の交付を受けた翌年度から3年間、年度末時点での在籍状況を4月20日までに京極町建設課へ報告してください。

<添付書類>

- ・取得した免許等を保持していることを確認できる書類（免許証の写し）
- ・免許等取得者が初めて自ら除雪機械を運転したことを確認できる書類（除雪作業日報、写真など）※初年度のみ

関係書類（様式）は建設課窓口で配布のほか、京極町ホームページからマイクロソフトワード版及びPDF版を取得することができます。

お問い合わせ先
京極町役場 建設課管理係
電話 0136-42-2111